

|   |  |                          |
|---|--|--------------------------|
| 件名  | 愛媛県の未来を創る農業・農村振興条例                     |                          |
| 主管課   | 財政課                                    |                          |
| 根拠法令等   |  |                          |
| <p><b>【制定の概要】</b></p> <p>農業及び農村の振興に関する基本理念を定め、県の責務、市町との連携等並びに農業者、農業関係団体、食品関連事業者及び県民の役割について明らかにするとともに、農業及び農村の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県の農業及び農村の持続的な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与するため、この条例を制定しようとするものである。</p> |  |                          |
| 第1条 目的  | 第16条 県産農産物等の生産の振興、付加価値の向上及び販路の拡大のための措置 | 第17条 環境にやさしい農業の推進等       |
| 第2条 定義  | 第18条 主要農作物の種子の生産等                      | 第19条 鳥獣による被害の防止          |
| 第3条 基本理念  | 第20条 技術及び知識の向上                         | 第21条 中山間地域等における農業生産活動の振興 |
| 第4条 県の責務  | 第22条 農業及び農村に関する県民の理解の促進                | 第23条 財政上の措置              |
| 第5条 市町との連携等   | 第24条 施策の実施状況の公表                        | 附則                       |
| 第6条 農業者の役割  |  |                          |
| 第7条 農業関係団体の役割   |  |                          |
| 第8条 食品関連事業者の役割  |  |                          |
| 第9条 県民の役割   |  |                          |
| 第10条 基本計画   |  |                          |
| 第11条 農業経営の安定等   |  |                          |
| 第12条 農地の有効利用等   |  |                          |
| 第13条 生産基盤の整備、保全及び強 <sup>じん</sup> 靱化   |  |                          |
| 第14条 担い手の確保及び育成   |  |                          |
| 第15条 女性の活躍の推進   |  |                          |
| 施行日   | 令和3年4月1日                               |                          |
| <p><b>【その他参考事項】</b></p>   |  |                          |